

Q & A

■福祉専門職員配置等加算

Q. 多機能型事業所の場合、配置割合等の計算は個々のサービス毎に行い、個々のサービス毎に加算を算定するのか。もしくはそれらを多機能型事業所全体で行うのか。

A. 多機能型事業所全体で、配置割合等の計算を行い、要件を満たす場合には、多機能型事業所全体の利用者に対して加算を行うこととする。

出典：平成 21 年度障がい福祉サービス報酬改定に係る Q&A (VOL. 2)